

審査基準及び標準処理期間

所属名	薬務課 薬物対策・企画担当
内線番号	4786

No.	項目	内容
①	処分名	向精神薬営業者(向精神薬卸売業者)の免許
②	法令名	麻薬及び向精神薬取締法
③	法令番号	昭和28年3月17日法律第14号
④	根拠条項	第50条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第五十条 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者の免許は、厚生労働大臣が、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許は、都道府県知事が、それぞれ向精神薬営業所ごとに行う。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。</p> <p>一 その業務を行う施設の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。</p> <p>二 次のイからトまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>イ 第五十一条第二項の規定により免許を取り消され、取消の日から三年を経過していない者</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者</p> <p>ハ イ又はロに該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者</p> <p>ニ 成年被後見人</p> <p>ホ 心身の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ヘ 麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者</p> <p>ト 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちにイからへまでのいずれかに該当する者があるもの</p>
⑦	審査基準	・麻薬取締法等の一部を改正する法律の施行について(平成2年8月22日薬発第852号厚生省薬務局長通知)
⑧	経由機関名	府保健所
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 25日
	経由期間	10日
	協議機関	
	当該処分機関	15日
⑫	問合せ	薬務課薬物対策・企画担当(075-414-4786)
⑬	備考	